

大阪市立生江小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「命と人権を大切に、共に生き共に学び、励ましあう子」育成のために「生江小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめの事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の5点を挙げる。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校の雰囲気づくりに努める。
- ②すべての教育活動を通して児童一人一人の自己有用感及び、自尊感情を高める教育を推進する。
- ③学部制をいかし、複数の目で児童の言動や様子などを注視し、早期発見に努める。
- ④いじめの早期解決のために、被害児童の安全を最優先し、学校・家庭・地域・各関係機関と連携し原因の究明にあたる。
- ⑤いじめに対して学校全体で組織的に対応し、情報を共有化することで、再発防止に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立と基礎学力の定着

本校は、「授業が変われば子どもが変わる」を合言葉に、授業改善を試みてきた。全員が授業改善に積極的に取り組むことで、児童の学習に対する意欲、学習効果は着実に高まってきている。

授業において、すべての児童に達成すべき目標を設定して、学習過程をスモールステップにし、それぞれの場面で到達度を評価するようにしている。また、到達していない児童には個別指導を行っている。

②わかった！できた！を実感させる指導法の工夫

- ・ワークシート、ICT 機器、掲示物など、分かった！できた！を実感させる教材・教具を選び、効果的に使用する工夫。
- ・何を問われているのか、どう動けばよいのか分かる、明確な発問指示になる工夫。
- ・一つ一つ体験させ、理解させ、次に進むことで理解が深まる工夫。
- ・見てわかる、子どもの思考が整理される板書になる工夫。

(2) 自己有用感を高めるために

①たくましく生きる子どもを育てる教育

授業をはじめ道德教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に人権尊重の精神と態度を養い、明るくたくましく生きる力を育む。

同時に、「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、正しく行動できる児童の育成に努める。

②豊かな体験を通した集団づくり

- ・たてわり班活動による異学年交流
たてわり班清掃・たてわり班集会（児童会活動） たてわり班リレー（運動会）
生江フェスティバル（児童会活動） お別れ集会（児童会活動）
- ・発表の場の設定
人権集会（年2回） 作文発表会（年1回）
ウリナラ発表会（国際クラブ）
- ・平和学習・キャリア教育・体験的な学習の充実

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①人権を尊重する教育の推進

道德教育や学級活動の充実を図ることで、児童が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、防止を訴えるような取組を推進する。

②いじめを生まない態度の育成

他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自分の意見との相違があってもお互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していけるコミュニケーション力を育てる。

③集団への働きかけ

いじめを傍観したり、はやしたてたりすることなどもいじめに加担する行為であることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

すべての児童が、お互いを尊重し、認め合う集団づくりを進め、すべての人がかけがえのない存在であることを理解させる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

そのためにも、全職員が注意深く児童を観察することが求められる。また、職員間の連携を密にし、児童の情報交換を積極的に行うと共に、それらの情報を共有することにより、いじめの早期発見とその解決に向かうことが重要であることを共通理解する。

① 児童理解

平素から児童同士の関わり合いをきめ細かく観察し、生活実態を把握することで、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意する。さらに、早期発見のためのスクールライフノートの相談機能の活用や心の天気の利用、定期的なアンケートや教育相談などの実施により、児童の困りごとをいち早くつかむ。

②信頼関係の構築

困っていること・気になることがあれば、いつでも誰にでも相談できる雰囲気と体制づくりに努める。登校指導・登校支援、休み時間など、多くの職員で関わり情報共有することで、深い信頼関係を築いていく。

③相談機能の充実

スクールソーシャルワーカーや養護教諭と効果的に連携し、児童の困っていることを受け止める機会を設定する。また、保護者との連絡を積極的にとり、いじめに関する相談が抵抗なくできる関係を築く。

④校外相談機関との連携

大阪市子ども相談センターの教育相談指導室やいじめ・体罰ホットライン（24時間電話相談）などの校外の相談施設の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、必要に応じて活用するように啓発する。さらに各相談システムと連携を図り、自校での指導に役立てていく。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守ることを最優先し、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合は早い段階からの的確に関わり、被害児童等の安全を確保する。校長は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集して事実確認を行う。その結果を踏まえた対策を講じるとともに、その内容を被害者・加害者の保護者に連絡する。

②いじめられた児童又は保護者への支援

いじめられた児童が安心して学校生活を送ることのできる環境を確保する。また、状況に応じて、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て児童・保護者の不安を取り除く対策を行う。

③いじめた児童への指導及びその保護者への対応

いじめた児童に対しては、まず、自分の行為がいじめであることを認識させる。その上で再発を防止する措置として、いじめの状況やその背景についても十分な聞き取りを行い、長期的な視点をもって指導にあたる。いじめた児童の保護者と連携し、児童の指導方針に理解と協力を求めると共に、定期的に連絡を取り合いながら、断続的かつ効果的な指導を行う。

④ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの問題の大きさを理解させるため、児童には情報モラル教育を行う。また、必要に応じて保護者対象の情報モラル研修を実施する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめの防止等のための組織「いじめ対策委員会」の設置

① 責任者 学校長

② 構成員 学校長、教頭、人権主担、教務主任、生活指導部長、養護教諭、在外主担、特別支援主担、各学年担任

③ 開催

週に1回の学部会を定例会とし、月に1回の児童理解の前に、「いじめ対策委員会」として開催する。また、いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

④役割

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

※年間計画

【いじめの調査等】

- | | | |
|-----------------|-----|-------------|
| ・児童対象いじめアンケート調査 | 年3回 | (6月、11月、2月) |
| ・懇談時での把握 | 年2回 | (7月、12月) |

【相談体制】

- ・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・大阪こども相談センター等の教育相談窓口との連携

【研修会】

- | | |
|-----------------|-------|
| ・体罰・暴力行為等防止研修会 | (4月) |
| ・人権教育研修会 | (4月) |
| ・職員児童理解の場(情報共有) | (月1回) |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 情報発信・啓発については、学校ホームページを積極的に活用し、いじめ防止に向けての啓発活動を行う。また、学年だよりや学校だよりを随時発行し、いじめの防止に関する理念や学校での取組の様子を知らせる。
- ② 学校協議会において、いじめ防止の理念及び校内での取組の様子を提言し、助言を得るとともに協力体制構築に取り組む。
- ③ 「いじめ対策委員会」の活動状況を、年1回開催される「大宮中学校区非行防止連絡会」において説明し、助言を得るとともに協力体制構築に取り組む。

(3) 取組内容の検証

- ① 「いじめ対策委員会」の進捗状況をP D C Aサイクルの活用のもと中間反省、並びに最終反省に向けて総括討議していく。
- ② 学校評価アンケートにおいて、いじめの早期発見に関する取組に関することや、いじめの再発を防止するための取組に関する質問項目を記載し、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、適正に自校の取組を評価する。

7. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大阪市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 大阪市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

